

農場利用申請書（学外用）

令和 年 月 日

三重大学大学院生物資源学研究科
附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター
附帯施設農場長

殿

申込者 所属：
氏名：

印

下記要項にて貴学農場を利用したいので申請します。

利用に際しては、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場利用規程に従うことを確約します。

なお、貴職の指示に従い、業務に支障のないように努め、怪我などの事故については、小職の方にて処置し、異議の申し立てには致しませんことを念のため申し添えます。

1. 利用目的・内容	
2. 利用期間 ※年度を越えて利用する場合は、 <u>年度ごとに申請書を提出</u> して下さい。また、利用が複数日の場合は、別紙「予定表」を合わせて提出して下さい。	今年度利用期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 全利用期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 利用者	代表者所属： 氏名： 他 名
5. 利用の定義・利用者の範囲・利用の制限等の必要事項の確認	<input type="checkbox"/> 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命 地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場利用規程の内容を確認しました。 <u>※規程の内容を確認の上、チェック欄にチェックを入れてください。</u>
6. その他	

注1) 家畜伝染病予防の為、海外渡航後 1 週間以内に農場内に立ち入る場合は、予めご相談下さい。

注2) 特別に認めた場合を除いて、畜産施設の利用は中止させていただいています。

予定表

利用期間内（年度内）の予定を記入願います。

期間	業務内容・人数・特記事項

※記載内容に変更が生じた場合はその都度連絡願います。

○「三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター附帯施設農場利用規程」から抜粋

(利用の定義)

第2条 この規程において、農場の「利用」とは、農場を利用して、教育、調査研究及び一般研修並びに生産等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 農場を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。）
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他農場長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として農場を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び農場長が必要と認められた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び農場長が必要と認めたときは、臨時に休業日とすることがある。

3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が農場を利用する場合又は農場の試験研究等の業務に支障のある場合には、農場を利用することができない。